



情報科学センター規則等

情報科学センターに関連する以下の規則等，加えて情報化推進委員会による九州工業大学情報セキュリティ・不正アクセス防止に関する規則を示す．

- 九州工業大学情報科学センター規則
- 九州工業大学情報科学センター利用規定
- 九州工業大学情報科学センター利用の心得
- 九州工業大学情報セキュリティ・不正アクセス防止に関する規則

九州工業大学情報科学センター規則

	昭和62年	5月	6日	九工大規則第20号
改正	昭和63年	3月	2日	九工大規則第5号
改正	平成9年	9月	3日	九工大規則第10号
改正	平成12年	4月	5日	九工大規則第21号
改正	平成13年	4月	4日	九工大規則第18号
改正	平成16年	5月	12日	九工大規則第55号

九州工業大学情報科学センター規則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人九州工業大学学則(平成16年九工大学則第1号)第13条第2項の規定に基づき、九州工業大学情報科学センター(以下「センター」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(性格)

第2条 センターは、学内共同教育研究施設として、情報科学に関し、九州工業大学(以下「本学」という。)における教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行う施設又は教育若しくは研究のため共用する施設とする。

(業務)

第3条 センターは、次の業務を行う。

- (1) 計算機システム及び各種情報システムの管理運営
- (2) 情報処理基礎教育及び情報処理専門教育の支援
- (3) 情報科学に関する研究開発
- (4) 民間機関等の情報技術者の再教育・再訓練
- (5) 教育研究に資するための情報処理関係設備及び施設の提供
- (6) その他センターに関し必要な業務

(組織)

第4条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) センター次長
- (3) その他必要な職員

(センター長)

第5条 センター長は、本学の専任の教授の中から第7条に定める運営委員会の推薦に基づき、学長が

任命する。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(センター次長)

第6条 センター次長は、センター専任の助教授の中から学長が任命する。

- 2 センター次長は、センター長の命を受け、センターの業務を整理する。
- 3 センター次長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第7条 センターに、九州工業大学情報科学センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

- 2 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 運営の基本方針に関すること。
 - (2) 予算概算の基本方針に関すること。
 - (3) その他運営に関すること。

(運営委員会の組織)

第8条 運営委員会は、次の委員で構成する。

- (1) センター長
- (2) 工学部及び工学研究科の専任の教授、助教授及び講師の中から推薦された者1名
- (3) 情報工学部及び情報工学研究科の専任の教授、助教授及び講師の中から推薦された者1名
- (4) 生命体工学研究科の専任の教授、助教授及び講師の中から推薦された者1名
- (5) 情報工学部事務長
- (6) 学長が指名する者若干名

(運営委員会委員の任期)

第9条 前条第2号から第4号及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員を生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会の委員長)

第10条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が議長の職務を代行する。

(運営委員会の議事)

第11条 運営委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 12 条 委員長が特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(常任委員会)

第 13 条 運営委員会に、その運営を円滑にするため、常任委員会を置く。

2 常任委員会は、運営委員会委員の中から、センター長の指名する者若干名で構成する。

(専門部会)

第 14 条 運営委員会は、具体的事案の対応等を検討するため、必要に応じ専門部会を置くことができる。

(事務)

第 15 条 運営委員会の事務は、情報工学部事務部において処理する。

(雑則)

第 16 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和 62 年 5 月 21 日から施行する。

2 九州工業大学工学部附属情報処理教育センター規則(昭和 49 年九工大規則第 6 号)は、廃止する。

附 則(昭和 63 年九工大規則第 5 号)抄

1 この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年九工大規則第 10 号)

1 この規則は、平成 9 年 9 月 3 日から施行する。

2 この規則の施行後、平成 9 年 10 月 1 日に任命される委員の任期は、第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、半数の委員については平成 10 年 9 月 30 日までとし、その他の者については平成 11 年 9 月 30 日までとする。

附 則(平成 12 年九工大規則第 21 号)

1 この規則は、平成 12 年 4 月 5 日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

2 この規則の施行後最初に生命体工学研究科から推薦される委員は、第 8 条第 4 号の規定にかかわらず、平成 13 年 3 月 31 日までの間は 1 名とし、当該委員の任期は、第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 13 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平成 13 年九工大規則第 18 号)

1 この規則は、平成 13 年 4 月 4 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

2 この規則の施行後、最初に第 8 条第 2 号及び第 2 号に規定する委員の任期は、第 9 条第 1 項の規定

にかかわらず、平成15年3月31日までとする。

附 則(平成16年九工大規則第55号)

- 1 この規則は、平成16年5月12日から施行する。ただし、第7条から第14条の規定は平成16年5月1日から、その他の規定は平成16年4月1日から適用する。
- 2 この規則の施行後、最初に第8条第2号から4号及び第6号に規定する委員となる者の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

九州工業大学情報科学センター利用規程

昭和63年4月1日

九工大規程第21号

九州工業大学情報科学センター利用規定

(目的)

第1条 この規程は、九州工業大学情報科学センター規則(昭和62年九工大規則第20号)第16条の規定に基づき、九州工業大学情報科学センター(以下「センター」という。)の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用の原則)

第2条 センターの利用は、教育、研究、教育研究支援その他九州工業大学(以下「本学」という。)の運営上必要と認められるものに限るものとする。

(利用の資格)

第3条 センターを利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学に所属する職員及び学生
- (2) 情報科学センター長(以下「センター長」という。)が特に許可した者

(利用の承認)

第4条 センターを利用しようとする者は、センター長の承認を受けなければならない。

(目的外利用の禁止)

第5条 センターの利用の承認を受けた者は、承認を受けた利用目的以外に利用し、又は他人に使用させてはならない。

(利用状況の届出等)

第6条 利用者は、センターの利用を終了し、又は中止したときは、速やかにセンター長に届け出なければならない。

2 センター長は、利用者に対し、センター利用に係る事項について必要と認めるときは、報告を求めることができる。

(損害賠償)

第7条 利用者が、故意又は重大な過失により設備等を損傷したときは、その損害に相当する費用を負

担しなければならない。

(利用の取消)

第 8 条 センター長は、利用者がこの規程に違反し、又はセンターの運営に重大な支障を生じさせたときは、その利用の承認を取消し、又はその利用を停止することができる。

(経費の負担)

第 9 条 センターの利用にあたっては、利用に係る経費の一部を負担しなければならない。ただし、センター長が特に必要があると認めたときは、利用経費の一部又は全部を免除することができる。

(雑則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

九州工業大学情報科学センター利用の心得

九州工業大学情報科学センター利用の心得

- 1 公序良俗に反する利用
- 2 著作権・特許権など，知的所有権を侵害する利用
- 3 営利，宗教，政治など，本センターで認めた目的以外の利用
- 4 利用者 ID およびパスワードの第 3 者への開示，貸与，あるいは譲渡
- 5 他者の利用者 ID あるいはパスワードの不正な入手
- 6 他者のプログラムやデータのファイル類への不正アクセスあるいはそれらの改ざん
- 7 「連鎖」メールや「迷惑」メールなど，好ましくないメールの発信
- 8 本センターおよび他組織の計算機およびネットワークシステムの正常運営に支障を来す利用
- 9 上記の他，法令や社会倫理に反する，あるいは他者の正常利用に支障を来す利用

万一，これに違反した場合は，情報科学センター利用規定第 8 条により利用の承認を取り消されたり，さらには関連法令により処罰されることがあります。

九州工業大学情報セキュリティ・不正アクセス防止に関する規則

平成14年10月 2日九工大規則第25号
改正 平成15年12月 3日九工大規則第20号
平成16年 3月17日九工大規則第10号

九州工業大学情報セキュリティ・不正アクセス防止に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、九州工業大学(以下「本学」という。)における情報セキュリティ・不正アクセス防止について、情報化社会における教育研究機関としての大学にふさわしいセキュリティ水準を達成するため、適切な情報セキュリティ対策を実施するとともに、不正アクセス行為の防止等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「情報システム」とは、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであって、これら全体で業務処理を行うものをいう。
- (2)「情報資産」とは、情報(電磁的に記録されたものに限る)及び情報を管理する仕組み(情報システム、システム開発、運用、保守のための資料等)の総称をいう。
- (3)「情報セキュリティ」とは、情報資産の機密性、安全性及び可用性を維持することをいう。
- (4)「利用者」とは、教職員、学生、委託業者及びその他許可を得て計算機システム(共同利用施設及び学科等の計算機システム)並びに本学のネットワークを利用する者をいう。
- (5)「基幹ネットワーク管理者」とは、本学が共有する基幹ネットワーク及びそのセキュリティを管理する者をいう。
- (6)「サブネットワーク管理者」とは、基幹ネットワークに接続する個別のネットワーク及びそのセキュリティを管理する者をいう。
- (7)「不正アクセス」とは、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)第3条第2項に規定する不正アクセス行為その他の不正な手段により利用者以外の者が行うアクセス又は利用者が行う権限外のアクセスをいう。
- (8)「情報セキュリティポリシー(以下「ポリシー」という。)」とは、本学が所有する情報資産の情報セキュリティ対策について、総合的・体系的かつ具体的に取りまとめたものをいい、本学の情報資産をあらゆる脅威から守るための基本的な考え方並びに情報セキュリティを確保するための体制、組織及び運用を含めた基準を示し、以下に定義される情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準からなるものをいう。

- (9) 「情報セキュリティ基本方針(以下「基本方針」という。)」とは、本学における情報セキュリティ対策に対する根本的な考え方を定義するもので、情報資産をあらゆる脅威から保護すべきかを明らかにし、本学の情報セキュリティに対する取り組み姿勢を示すものをいう。
- (10) 「情報セキュリティ対策基準(以下「対策基準」という。)」とは、基本方針に定められた情報セキュリティを確保するために遵守すべき行為及び判断等の基準である基本方針を実現するために何をやるべきかを示すものをいう。

(対象範囲)

第3条 この規則の対象範囲は、本学の教育研究業務、事務業務に使用する情報資産及び利用者とする。

(組織及び体制)

第4条 この規則において、次の各号に掲げる組織及び体制の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報統括責任者であるC I O (Chief Information Officer) は、学長をもって充てる。
- (2) 最高情報セキュリティ責任者であるC I S O (Chief Information Security Officer) は、理事(教育・情報担当)をもって充てる。C I S Oは、この規則等に基づき、全ての情報セキュリティに関する権限と責任を有し、情報システムの追加・変更の承認等を行うものとする。
- (3) 情報化推進委員会は、本学の情報セキュリティに関する方針等を統括する。本学の情報セキュリティに係わる事項を協議するため、情報化推進委員会のもとに、情報ネットワーク・セキュリティ専門部会を置くものとする。
- (4) C I S Oは、情報化推進委員会の長を務める。
- (5) 情報ネットワーク・セキュリティ専門部会は、本学の電子化情報、情報機器及びネットワークの管理に関する全ての事項を扱うものとする。
- (6) 基幹ネットワーク管理者は、情報ネットワーク・セキュリティ専門部会の委員をもって充て、その指導と監督のもとにネットワーク・セキュリティ管理機構が実務を担当する。
- (7) サブネットワークの管理運用は、各部局等が行う。サブネットワークには、サブネットワーク管理者(教職員に限る)を置くものとする。サブネットワークの管理運用の実務の一部を学生又は業者に委託することができるが、その責任はサブネットワーク管理者が負うものとする。
- (8) 本学の計算機には、計算機管理者(教職員に限る)を置くものとする。計算機管理運用の実務の一部を学生又は業者に委託することができるが、その責任は計算機管理者が負うものとする。
- (9) ネットワークを利用しない本学の電子化情報及び情報機器の管理については、それを保有する各本学組織(部局、学科、講座、教職員等)が責任を持たなければならない。
- (10) 各管理者は、この規則及びポリシーを反映したガイドラインを遵守して、管理の任に当たらなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第5条 情報資産を故意による行為(盗聴、不正アクセス、改ざん、破壊等)、過失(入力ミス、操作ミス等)、災害(火災、地震等)、盗難、故障等の被害から守るため、次の各号に掲げる対策を講ずるも

のとする。

- (1) 物理的セキュリティ対策情報システムを設置する施設への不正な立入り、情報資産への損害及び利用の妨害等から保護するための物理的な対策を講ずるものとする。
- (2) 人的セキュリティ対策情報セキュリティに関する権限、責任及び遵守すべき事項を明確に定め、利用者に対する周知及び徹底を図るとともに、十分な教育・啓発が行われるよう必要な対策を講ずるものとする。
- (3) 技術的セキュリティ対策情報資産を不正アクセス等から保護するため、情報資産へのアクセス制御及びネットワーク管理等の技術的対策を講ずるものとする。
- (4) 運用等におけるセキュリティ対策情報システムの監視及び情報セキュリティ対策の遵守状況の確認等、ポリシー運用面の対策を講ずるものとする。
- (5) 緊急時におけるセキュリティ対策緊急事態が発生した場合に、迅速かつ適切な対応が可能となるような危機管理対策の整備等を講ずるものとする。

(義務)

第6条 利用者は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、業務の遂行において、次の各号に掲げる義務を負うものとする。

- (1) 基幹ネットワーク管理者、サブネットワーク管理者及び計算機管理者の指示に従わなければならない。
- (2) 事故が生じたり欠陥を発見した場合は、速やかにサブネットワーク管理者又は計算機管理者に連絡し、その指示に従わなければならない。
- (3) 情報コンセントに計算機を接続して利用する場合は、その情報コンセントの管理者の指示に従わなければならない。
- (4) 自己のパスワードは、適切に管理しなければならない。
- (5) 他利用者のデータ/ファイルへ無断でのアクセス行為及び他人の個人情報の漏洩等、知的所有権の侵害並びに公序良俗に反する情報の取り扱いをしてはならない。
- (6) 本学の計算機・ネットワーク施設(メールアドレスを含む)を用いた商取引をしてはならない。ただし、教職員が教育研究上の利便性を著しく損なう場合は、本学の業務に関連した書籍、物品等の購入を行うことができる。
- (7) 本学の計算機・ネットワーク施設(メールアドレスを含む)を用いたニュースへの投稿、外部とのチャット及び掲示板に参加してはならない。ただし、学術的な教育研究を目的とし、「個人の意見である」と断った場合を前提とする環境においてはその限りではない。
- (8) ウィルスの流布、攻撃、なりすまし、サイバーストーキングなどの犯罪行為をしてはならない。
- (9) 本学の計算機にソフトウェアをインストールする場合は、計算機管理者の承認を得なければならない。
- (10) 本学の計算機には、正規に取得したソフトウェア以外のインストールをしてはならない。
- (11) 本学の計算機にインストールされたソフトウェアは、ライセンス契約に基づいた方法で利用しなければならない。

(12) 本学の計算機・ネットワーク施設を用いたWWW等による情報発信については、本学における教育研究、業務及び正式に認めた学内組織の活動に関するものとする。

2 教育を目的として利用する計算機システム(情報科学センター又は学科等の教育用計算機システム)では、学生は、計算機管理者の承認を得た場合を除き、自分で作成したもの以外のソフトウェアをインストールしてはならない。

3 本学のネットワークに接続する個人所有の計算機についても本条第1項を適用し、本学及び基幹ネットワーク管理者、サブネットワーク管理者及び計算機管理者は、接続したことによって計算機所有者及び利用者が不利益を受けた場合は、その責を負わない。

(誓約書の提出)

第7条 利用者は、採用時、入学時又は許可を受けた時に、別紙様式の誓約書を学長に提出するものとする。

(実施手順の作成)

第8条 この規則及び対策基準に基づき、本学の各部局等において、情報セキュリティ対策を具体的に実施するために、別に情報セキュリティの具体的な実施手順(以下「実施手順」という。)を定めるものとする。

(教育・研修)

第9条 本学は、教職員及び学生に対し、情報セキュリティにおけるソフトウェア、Web等の知的所有権、個人情報の漏洩の危険性及び不正アクセスの禁止等の内容について、啓発が行われるよう教育・研修を講ずるものとする。

2 本学の教職員及び学生は、研修会、説明会又は講義等を通じ、ポリシー及び実施手順を理解し、情報セキュリティ上の問題が生じないように努めなければならない。

(情報セキュリティ監査の実施)

第10条 情報セキュリティ対策が遵守されていることを検証するため、定期的に監査を実施するものとする。

(罰則)

第11条 関係する法令等、対策基準に違反した者への罰則については、当該各号に定めるところによる。

(1) 教職員については、その重要性や状況等に応じて、懲戒等の対象とする。

(2) 学生については、その重要性や状況等に応じて、国立大学法人九州工業大学学則(平成16年九工大学則第1号)第61条又は国立大学法人九州工業大学大学院学則(平成16年九工大学則第2号)第49条を適用し、懲戒の対象とする。

- (3) 委託業者及びその他許可を得た者については、計算機システム(共同利用施設及び学科等の計算機システム)及び本学のネットワークの利用を禁止する。
- (4) 比較的多数の利用者が利用する計算機システムでは、利用者が遵守すべき事項を必要に応じて別に定め、利用者に周知しなければならない。また、遵守すべき事項に違反した利用者は、処分をすることができる。

(評価及び見直し)

第 1 2 条 情報セキュリティ監査の結果等により、ポリシー、対策基準に定める事項及び情報セキュリティ対策の評価を実施するとともに、情報セキュリティを取り巻く状況の変化等を踏まえ、この規則、対策基準及び実施手順の見直しを実施するものとする。

(雑則)

第 1 3 条 この規則に定めるもののほか、利用者は、法令、学内規則、ポリシー及び実施手順を遵守し、これに従わなければならない。

2 この規則を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 1 4 年 1 0 月 2 日から施行する。

附 則(平成 1 5 年九工大規則第 2 0 号)

この規則は、平成 1 5 年 1 2 月 3 日から施行し、平成 1 5 年 1 1 月 4 日から適用する。

附 則(平成 1 6 年九工大規則第 1 0 号)

この規則は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。